

# TMI 総合法律事務所

## 中国最新法令情報

- 2022年12月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

### — 目次 —

#### I. 最新法令情報（2022年11月中旬～2022年12月中旬）

- 「最高人民法院による涉外民商事事件の管轄に関する若干問題の規定」
- 「中華人民共和国反不正競争法（改正草案意見募集稿）」

#### II. 中国法務の現場より

「ゼロコロナ政策からの大転換」

#### III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

## I. 最新法令情報（2022年11月中旬～2022年12月中旬）

### ◆ 「最高人民法院による涉外民商事事件の管轄に関する若干問題の規定」<sup>1</sup>

最高人民法院 2022年11月15日公布、2023年1月1日施行

#### 1. はじめに

最高人民法院は、2002年2月に、中国の世界貿易機関（WTO）加盟後に必要となる涉外民商事事件への対応のため、「最高人民法院による涉外民商事事件の訴訟管轄に関する若干問題の規定」（法釈〔2002〕5号文）<sup>2</sup>を公布し、従来は各基層人民法院及び中級人民法院が分散して管轄していた涉外民商事事件を、案件処理能力が比較的高い少数の基層人民法院及び中級人民法院に集中的に管轄させることとした。その後、最高人民法院は、涉外民商事事件の実情に応じて、2004年に「涉外商事事件の訴訟管轄業務の強化に関する通知」（法〔2004〕265号文）<sup>3</sup>、2017年に「第一審涉外民商事事件の級別管轄基準の明確化及び関連問題の統一処理に関する通知」（法〔2017〕359号文）<sup>4</sup>を公布し、涉外民商事事件の集中管轄制度を調整してきた。

近年、「一帯一路」の深化、自由貿易試験区及び海南自由貿易港の建設等に伴い、涉外民商事事件の件数が増加しており、従来の少数の基層人民法院及び中級人民法院が涉外民商事事件を集中的に管轄する体制では、増加する涉外民商事事件の司法需要に十分な対応することが困難になってきている。他方で、司法改革により涉外案件に対応可能な能力を有する裁判官の数は増加傾向にある。

そこで、最高人民法院は、2022年11月15日に「最高人民法院による涉外民商事事件の管轄に関する若干問題の規定」（以下「本規定」という。）を公布し、従来の涉外民商事事件の集中管轄制度を全面的に変更し、管轄方針を「集中管轄を原則とし、管轄権の沈下<sup>5</sup>を例外とする」から「管轄権の沈下を原則とし、集中管轄は例外とする」に転換した。以下では、本規定の概要を紹介したうえで、重要な事項について補足的に説明することとする。

#### 2. 規定の概要

##### (1) 各級人民法院の管轄事件

中国では、基層、中級、高級、最高という4つのレベルの人民法院が存在しているが、本規定の施行後、涉外民商事事件の第一審の管轄法院は、次のとおりとなる。

| 管轄法院   | 原則   | 但書                                  |
|--------|--|-------------------------------------|
| 基層人民法院 | 涉外民商事事件の第一審を管轄する <sup>6</sup> 。  | 法律、司法解釈に別途規定がある場合を除く <sup>7</sup> 。 |
|        | 高級人民法院は、管轄区域の実情に応じて、最高人民法院の認可を受けたうえで、1つ又は複数の基層人民法院を指定し、上記の基層人民法院が管轄すべき涉外民商事事件の第一 | —                                   |

<sup>1</sup> 「最高人民法院关于涉外民商事案件管辖若干问题的规定」（法释〔2022〕18号）、2023年1月1日より施行。

<sup>2</sup> 「最高人民法院关于涉外民商事案件诉讼管辖若干问题的规定」（法释〔2002〕5号文）

<sup>3</sup> 「关于加强涉外商事案件诉讼管辖工作的通知」（法〔2004〕265号文）

<sup>4</sup> 「关于明确第一审涉外民商事案件级别管辖标准以及归口办理有关问题的通知」（法〔2017〕359号文）

<sup>5</sup> 涉外民商事事件の管轄権を下級人民法院に委譲することを指す。

<sup>6</sup> 本規定第1条

<sup>7</sup> 例えば、「最高人民法院による国際商事法廷の設立に関する若干問題の規定」（「最高人民法院关于设立国际商事法庭若干问题的规定」（法释〔2018〕11号）第2条第1号によると、当事者が合意により最高人民法院が管轄することを選択し、かつ訴額が3億元以上である場合に、当該第一審国際商事事件を最高人民法院の常設審判機構である国際商事法廷が受理することとされている。

| 管轄法院   | 原則   | 但書  |
|--------|--|---|
|        | 審について、地域を跨ぐ集中管轄を実施することができる <sup>8</sup> 。  |   |
| 中級人民法院 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 訴額が大きい涉外民事事件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・北京、天津、上海、江蘇、浙江、福建、山東、広東、重慶の中級人民法院は、訴額が4,000 万元以上の涉外民事事件を管轄する<sup>9</sup>。</li> <li>・その他の各地の中級人民法院<sup>10</sup>は、訴額が2,000 万元以上の涉外民事事件を管轄する<sup>11</sup>。</li> </ul> </li> <li>➢ 事案が複雑な事件又は一方の当事者人数が多い涉外民事事件を管轄する<sup>12</sup>。</li> <li>➢ その他の管轄区域において重大な影響を及ぼす涉外民事事件を管轄する<sup>13</sup>。</li> </ul> | 法律、司法解釈において別途の規定がある場合、当該関連規定に基づいて処理する <sup>14</sup> 。 |
|        | 高級人民法院は、管轄区域の実情に応じて、最高人民法院の認可を受け、1つ又は複数の中級人民法院を指定し、上記の中級人民法院が管轄すべき涉外民事事件の第一審について、地域を跨ぐ集中管轄を実施することができる <sup>15</sup> 。  | —   |
| 高級人民法院 | 訴額が50 億元以上又はその他の管轄区域において重大な影響を及ぼす涉外民事事件を管轄する <sup>16</sup> 。   | —   |

## (2) 本規定が適用されない類型の事件

涉外海事海商紛争事件、涉外知的財産権紛争事件、涉外生態環境損害賠償紛争事件及び涉外環境民事公益訴訟事件については、本規定を適用しないと定められている<sup>17 18</sup>。

## 3. 補足的説明

### (1) 訴額について

民事訴訟法第18条では、基層人民法院が第一審民事事件を管轄すると規定されている。また、民事訴訟法第19条第1項及び第2項では、中級人民法院は第一審の重大な涉外事件及び本管轄区における重大な影響を及ぼす事件を管轄すると規定されている。したがって、原則として重大でない

<sup>8</sup> 本規定第4条第1項

<sup>9</sup> 本規定第2条第1項第1号第一文

<sup>10</sup> 河北、山西、内モンゴル、遼寧、吉林、黒竜江、安徽、江西、河南、湖北、湖南、広西、海南、四川、貴州、雲南、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆管轄区中級人民法院、解放軍各戦区、総直属軍事法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院所轄各中級人民法院

<sup>11</sup> 本規定第2条第1項第1号第二文

<sup>12</sup> 本規定第2条第1項第2号

<sup>13</sup> 本規定第2条第1項第3号

<sup>14</sup> 最高人民法院第四庭の担当者による本規定に関する記者会見における回答においては、「民事訴訟法」、「最高人民法院による仲裁司法審査事件の審理に関する若干問題の規定」（「最高人民法院关于审理仲裁司法审查案件若干问题的规定」（法释〔2017〕22号）等により中級人民法院が外国裁判所判決の承認及び執行を申請する事件を管轄する場合等が主な例として挙げられている。

<sup>15</sup> 本規定第4条第1項

<sup>16</sup> 本規定第3条

<sup>17</sup> 本規定第6条

<sup>18</sup> 「最高人民法院による民事訴訟法の適用に関する解釈」（「最高人民法院关于适用《中华人民共和国民事诉讼法》的解释」）第2条では、特許紛争事件は知識産権法院、最高人民法院の指定する中級人民法院及び基層人民法院が管轄し、海事海商事件は海事法院が管轄すると規定されている。また、同解釈第283条により、公益訴訟事件は、原則として権利侵害行為地又は被告住所地の中級人民法院が管轄し、海洋環境汚染により提起された公益訴訟は、汚染発生地、損害結果地又は汚染予防措置を講じた海事法院が管轄すると規定されている。

第一審の涉外民商事事件はすべて基層人民法院が管轄すべきということになる。

「最高人民法院による民事訴訟法の適用に関する解釈」<sup>19</sup>の第1条によると、中級人民法院が管轄する重大な涉外事件には、訴額が大きい事件、事案が複雑な事件、又は一方の当事者人数が多いなど重大な影響を及ぼす事件が含まれるとされている。本規定は、第一審の涉外民商事事件における上記の「訴額が大きい事件」に関し、訴額の基準を具体化し、地域に応じて4000万元と2000万元という2種類の基準を定めたといえる。

2種類の基準が採用された理由は、中国各地の経済発展には大きな差があるため、涉外民商事事件の件数も地域に応じて大きな差があるという実情を踏まえて、各地域における中級人民法院及び基層人民法院の受理する涉外事件業務量のバランスが適正となるよう考慮されたためである。

## (2) 本規定施行の影響

前述のとおり、本規定の公布及び施行に伴い、涉外民商事事件の管轄方針が「集中管轄を原則とし、管轄権の沈下を例外とする」から「管轄権の沈下を原則とし、集中管轄は例外とする」に転換される。本規定の施行後、すべての中級人民法院及び基層人民法院は、相応する第一審涉外民商事事件の管轄権を有することになる。

但し、例外として、高級人民法院は、管轄区域の実情に応じて最高人民法院の認可を受けたうえで、1つ又は複数の中級人民法院又は基層人民法院を指定し、管轄区域内の涉外民商事事件の第一審について、地域を跨ぐ集中管轄を実施することができる<sup>20</sup>。

なお、最高人民法院第四庭の担当者による本規定に関する記者会見における回答によると、最高人民法院の認可を受けて蘇州、北京、成都、アモイ、長春、泉州、無錫、南寧等の中級人民法院において設立され、第一審の涉外民商事事件を集中管轄している国際商事法廷については、再度最高人民法院の認可を受ける必要はないとされている。

## ◆ 中華人民共和国反不正競争法（改正草案意見募集稿）<sup>21</sup>

国家市場監督管理総局 2022年11月22日公表 2022年12月22日意見募集終了

### 1. はじめに

反不正競争法は1993年に制定されて以降、2017年、2019年の二度にわたり改正がなされて現在に至っている（以下、2019年改正後の反不正競争法を「現行法」という）。今回、中国共産党及び中国政府の公正な競争を重視する方針や<sup>22</sup>、デジタル経済の急速な発展等により新たな形態の不正競争行為に対する対応が必要となっていることを背景として、国家市場監督管理総局は、2021年12月より現行法の改正に関する検討作業を進め、2022年11月22日に、中華人民共和国反不正競争法（改正草案意見募集稿）（以下「本募集稿」という。）を公布した。本募集項の条文数は、現行法の全33条から全48条へと増加している。現行法からの主な変更点としては、①デジタル経済における不正競争防止規則の整備、②既存の不正競争

<sup>19</sup> 「最高人民法院关于适用《中华人民共和国民事诉讼法》的解释」

<sup>20</sup> 本規定第4条第1項

<sup>21</sup> 「市场监管总局关于公开征求《中华人民共和国反不正当竞争法（修订草案征求意见稿）》」

<sup>22</sup> 「中共中央、國務院の全國統一大市場の建設の加速に関する意見」（「中共中央 國務院關於加快建設全國統一大市場的意见」（2022年3月25日））参照

争行為の類型の拡充、③新たな不正競争行為類型の追加、④違反行為に対する処罰の強化完備が挙げられる。

今後、実際に現行不正競争防止法が改正された際には、本募集稿から内容が変更される可能性はあるが、現時点における改正の方向性を理解するためのご参考として、以下、上記①から④の変更点に関する主な内容を紹介する。

## 2. デジタル経済における不正競争防止ルールの整備

本募集稿は、デジタル経済分野の競争行為の特徴を踏まえ、データの取得及び利用における不正競争行為、アルゴリズムを利用して行われる不正競争行為及び開放・共有の妨害等のインターネット上の新たな類型の不正競争行為について、次のとおり新設した。

### (1) 原則

事業者はデータ及びアルゴリズム、技術、資本優越性及びプラットフォーム規則等を利用して不正競争行為を行ってはならない<sup>23</sup>。

### (2) 禁止対象とされるインターネット上の不正競争行為

以下のデータやアルゴリズムを利用して行うインターネット上の不正競争行為を禁止する旨を規定している。

- データとアルゴリズム、技術及びプラットフォーム規則等を利用して、ユーザーの選択に影響を及ぼすこと又はその他の方法によって、市場の公平な競争秩序を乱す行為<sup>24</sup>。
- 技術手段、プラットフォーム規則等を利用し、業界の慣習又は技術規範に違反し、他の事業者が適法に提供した製品又はサービスのアクセス、取引等を不当に排除・妨害し、市場の公正な競争秩序を乱す行為<sup>25</sup>。
- 他の事業者の商業データを不正に取得又は使用し、他の事業者及び消費者の合法的な権益を損ない、市場の公平な競争秩序を乱す行為<sup>26</sup>。
- アルゴリズムを利用して、ユーザーの選好、取引習慣等の特徴を分析することにより、取引条件において取引相手方に対して不合理な差別待遇又は制限を行い、消費者及び他の事業者の合法的な権益及び社会公共の利益を損ない、市場の公平な競争秩序を乱す行為<sup>27</sup>。

## 3. 既存の不正競争行為類型の内容の拡充

### (1) 混同行為

本募集稿は、現在のデジタル経済の発展に応じて、混同行為の内容について、現行法に、以下の変更を加えている。

- 混同行為の一類型である「他人の一定の影響力がある企業名称（略称、屋号等を含む）、社会組織名称（略称等を含む）、氏名（ペンネーム、芸名、訳名等を含む）を無断で使用する行為」<sup>28</sup>について、「他人の一定の影響力がある市場主体名称（略称、屋号等を含む）、社会組織名称（略称等を含む）、氏名（ペンネーム、芸名、訳名等を含む）等と同一の又は類似する標識を

<sup>23</sup> 本募集稿第4条

<sup>24</sup> 本募集稿第15条第2項

<sup>25</sup> 本募集稿第17条

<sup>26</sup> 本募集稿第18条第1項

<sup>27</sup> 本募集稿第19条

<sup>28</sup> 現行法第6条第2号

無断で使用する行為」に拡大している<sup>29</sup>。

- 混同行為の一類型である「他人の一定の影響力のあるドメイン名の主体部分、ウェブサイトの名称、ホームページ等を無断で使用する行為」<sup>30</sup>について、「他人の一定の影響力のあるドメイン名の主体部分、ウェブサイトの名称、ページデザイン、個人メディアの名称、アプリケーションの名称及びアイコンと同一もしくは類似した標識又はホームページを無断で使用する行為」に拡大している<sup>31</sup>。
- 混同行為の一類型として、「他人の一定の影響力のある商業標識を無断で検索キーワードに設定し、関連の公衆を誤認させる行為」を追加している<sup>32</sup>。

## (2) 商業賄賂行為

本募集稿は、商業賄賂に関し、他人に贈賄を指示することや収賄行為について明確に規定し、かつ贈収賄行為への処罰を強化している。具体的には以下のとおりである。

- 他人に賄賂を供与させることも商業賄賂の贈賄行為に該当すると明確に規定している<sup>33</sup>。
- 禁止事項として、「いかなる組織又は個人も取引活動において賄賂を受領してはならない」旨を追加している<sup>34</sup>。
- 商業賄賂の贈賄行為に対する処罰を強化し、行政処罰の罰金上限を現行法の 300 万円<sup>35</sup>から 500 万円に引き上げている<sup>36</sup>。

## (3) 虚偽の商業宣伝行為

本募集稿は、現行法の虚偽の宣伝行為の類型を拡充し、かつ商業宣伝を新たに定義している。具体的には以下のとおりである。

- 虚偽の宣伝行為の内容を、現行法の「商品の性能、機能、品質、販売状況、ユーザーの評価、受賞歴等について誤解を招く商業宣伝を行い、消費者を欺き、誤解させる行為」<sup>37</sup>から「商品又は商品事業者の性能、機能、品質、類別、出所、販売状況、ユーザーの評価、受賞歴、取引情報、経営データ、資格資質等の関連情報について誤解を招く商業宣伝を行い、消費者を欺き、誤解させる行為」に拡大している<sup>38</sup>。
- 商業宣伝について、「主に経営場所、展示活動、ウェブサイト、個人メディア、電話、チラシ等の方法によって、商品の展示、実演、説明、解釈、推奨又は文字表記等の広告に該当しない商業宣伝活動を含む」と定義している<sup>39</sup>。
- 禁止事項として、「虚偽宣伝のために企画、制作、配信等のサービスを提供してはならない」旨を追加している<sup>40</sup>。

## (4) 営業秘密の保護

本募集稿は、営業秘密の保護を強化するために、「国は、健全な営業秘密に関する自己保護、行政

<sup>29</sup> 本募集稿第7条第1項第2号

<sup>30</sup> 現行法第6条第3号

<sup>31</sup> 本募集稿第7条第1項第3号

<sup>32</sup> 本募集稿第7条第1項第4号

<sup>33</sup> 本募集稿第8条第1項柱書

<sup>34</sup> 本募集稿第8条第4項

<sup>35</sup> 現行法第19条

<sup>36</sup> 本募集稿第29条第1項

<sup>37</sup> 現行法第8条第1項

<sup>38</sup> 本募集稿第9条第1項

<sup>39</sup> 本募集稿第9条第2項

<sup>40</sup> 本募集稿第9条第3項

保護及び司法保護が一体となった営業秘密保護体系の構築を推進する」旨を明記している<sup>41</sup>。

#### (5) 商業中傷行為<sup>42</sup>

本募集稿は、商業中傷行為の内容を、現行法の「虚偽の情報又は誤解を招く情報を流布し、競争相手の商業的信用、商品の信用を損なう行為」<sup>43</sup>から、「虚偽の情報又は誤解を招く情報を捏造、流布し、又は他人に捏造、流布させ、競争相手又はその他の事業者の商業的信用、商品の信用を損なう行為」に拡大している<sup>44</sup>。

### 4. 新たな不正競争行為類型の追加

本募集稿は、以下の不正競争行為の類型を新たに設けている。

| 法令       | 規定  |
|----------|---|
| 本募集稿第13条 | <p>相対的に優越的な地位を有する事業者は、正当な理由なく、次に掲げる行為をし、取引相手の事業活動に不合理な制限を行い、又は不合理な条件を付加し、取引の公平に影響を及ぼし、市場の公平の競争秩序を乱してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 取引相手方に排他的合意の締結を強要すること</li> <li>➤ 取引相手方の取引対象又は取引条件を不合理に限定すること</li> <li>➤ 商品を提供する際に強制的に他の商品と抱き合わせる事</li> <li>➤ 商品の価格、販売対象、販売地域、販売時間又は販売促進活動への参加を不合理に限定すること</li> <li>➤ 保証金の控除、補助金、優遇及び通信トラフィックリソースの削減等の制限を不合理に設けること</li> <li>➤ ユーザーの選択に影響を及ぼすこと、データの制限、遮断、検索における降格、商品撤去等の方法を通じて、正常な取引を妨害すること</li> <li>➤ その他の不合理な制限又は不合理な条件の付加を行って公平な取引に影響を及ぼす行為</li> </ul> |
| 本募集稿第14条 | <p>事業者は、不当な利益を得るために、次に掲げる悪意のある取引行為を行い、他の事業者の正常な経営を妨害、破壊してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 他の事業者と大規模、高頻度の取引を短期間に行い、良い評価を与えることなどにより、故意に関連の懲戒を引き起こし、他の事業者に検索における降格、信用等級の引き下げ、商品の撤去、アクセス遮断、サービス停止等の処分を受けさせること</li> <li>➤ 悪意により短期間に大量の商品を購入し、代金を支払わないこと</li> <li>➤ 悪意により大量の商品を購入した後に返品し、又は商品の受け取りを拒絶すること</li> <li>➤ その他の規則を利用して悪意のある取引を行い、他の事業者の正常な経営を不当に妨害し、破壊する行為</li> </ul>  |

### 5. 違反行為に対する処罰の強化

本募集稿では、以下のとおり、違反行為に対する制裁が強化されている。

#### (1) 本募集稿で追加された禁止行為の違反に対する処罰規定

##### ア 優越的地位を有する事業者による市場の公平の競争秩序を乱す行為への処罰<sup>45</sup>

事業者が前述の本募集稿の第13条の規定に違反して不合理な制限又は不合理な条件の付加を行

<sup>41</sup> 本募集稿第10条第5項

<sup>42</sup> 本募集稿第12条

<sup>43</sup> 現行法第11条

<sup>44</sup> 本募集稿第12条

<sup>45</sup> 本募集稿第34条

った場合には、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10万元以上100万円の過料を科し、情状が重い場合、100万元以上500万元以下の過料を科すものとされている。

#### イ 悪意のある取引行為への処罰<sup>46</sup>

事業者が前述の本募集稿の第14条の規定に違反して悪意のある取引を行い、他の事業者の正常な経営を妨害、破壊した場合には、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10万元以上100万円の過料を科し、情状が重い場合、100万元以上500万元以下の過料を科すものとされている。

#### ウ インターネット上の不正競争行為への処罰<sup>47</sup>

事業者がインターネット上の不正競争行為を実施した場合には<sup>48</sup>、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10万元以上100万円の過料を科すことができ、情状が重い場合、100万元以上500万元以下の過料を科すものとされている。

#### エ 商業賄賂を受領する行為への処罰

事業者又はその従業員が取引活動において賄賂を受領した場合、法律、行政法規に規定がある場合、その規定に従い、法律、行政法規に規定がない場合、商業賄賂と同様の処罰の対象（すなわち、監督検査部門が違法所得を没収し、10万元以上500万元以下の過料を科し、情状が重い場合、営業許可証を取り消す）になるとされている<sup>49</sup>。

### (2) 違法行為に対する処罰の内容の調整

#### ア 虚偽宣伝に対する処罰の内容の調整

虚偽宣伝を行った場合の処罰内容について、現行法第11条と比べ<sup>50</sup>、違法所得の没収が追加される一方で、過料の下限が「20万元」から「10万元」に引き下げられている<sup>51</sup>。

#### イ 営業秘密侵害行為に対する処罰の内容の調整<sup>52</sup>

営業秘密を侵害した場合の処罰内容について、現行法と比べ<sup>53</sup>、情状が重い場合の過料の下限が「50万元」から「100万元」に引き上げられている。

執筆担当：今村俊太郎、席修拳

<sup>46</sup> 本募集稿第35条

<sup>47</sup> 本募集稿第36条

<sup>48</sup> 本募集稿の第16条乃至第20条において禁止されている行為

<sup>49</sup> 本募集稿第29条

<sup>50</sup> 現行法第20条

<sup>51</sup> 本募集稿第30条

<sup>52</sup> 本募集稿第31条

<sup>53</sup> 現行法第20条



## II. 中国法務の現場より

### ◆ ゼロコロナ政策からの大転換

2022年12月26日に、国務院新型コロナウイルス感染症联防联控メカニズム（中文名称「国务院应对新型冠状病毒感染疫情联防联控机制」）は、「新型コロナウイルス感染について「乙類乙管」を実施することに関する全体的方案」（以下「本方案」という。）<sup>54</sup>を公表した。

本方案では、その冒頭において①ウイルス変異のおおよその方向が病原性の低下に向かっていること、②潜伏期間が短いこと、③新型コロナウイルスは自然界に長く存在し、その病原性が初期に比べて大幅に低下したこと、④感染者数は多いものの、無症状、軽症者の割合が90%を超え、重症化・死亡に至る可能性が極めて低いこと、といった現状のウイルスに関する評価と共に、⑤中国国内における3歳以上のワクチン完全接種率が90%以上に達したこと、⑥臨床的に有効な処方を選別したこと、⑦広範な医療従事者が疫病の予防制御管理に関する経験を蓄積し、防疫能力が大幅に向上したことという中国国内の状況を背景として、「乙類甲管」から「乙類乙管」への転換を図ることを謳っている。

ここにいう「乙類」とは、中国伝染病予防法<sup>55</sup>で定められている伝染病の分類（甲類、乙類、丙類）を指し、新型コロナウイルス感染症肺炎は、2020年1月20日に乙類伝染病として組み入れられている。そして、同法上、乙類伝染病のうちの伝染性非典型肺炎等の一部の伝染病に対しては原則として「甲類伝染病予防、コントロール措置」を講じるものとし、当該措置の解除をする場合には、国務院衛生行政部門が国務院の批准を得たうえで公布するものとされている<sup>56</sup>。本方案により、これまで新型コロナウイルス感染症に対して講じられていた「甲管」を「乙管」、すなわち乙類伝染病予防、コントロール措置に切り替えるということである。

上記の乙管への切り替えは、2023年1月8日からとされ、同日以降は、

- 新型コロナウイルス感染者への隔離措置、濃厚接触者判定の停止
  - 高リスク、低リスク地区の分類の停止
  - 新型コロナウイルス感染者の分級、分類収容治療の実施並びに医療保障政策の適示な調整
  - 検査政策を「可能な限りの検査」に調整
  - 感染情報の発表頻度と内容の調整
  - 入国する人員と貨物等に対する検疫管理措置の停止
- が実施されることになる。

本方案では上記のとおり乙管への切り替えにあたって、実施される主要な12の措置が掲げられているが、そのうちの12項目目で、中外人員の往来管理の最適化について述べられており、具体的には以下のとおりの内容となっている。

- 中国へ出発する48時間前のPCR検査で陰性であれば、在外中国領事館へ健康コードの申請、税関への健康申告カードの記入は不要とする
- PCR検査で陽性であった場合には、陰性になった後に渡航可能とする
- 入国後の全員PCR検査及び集中隔離の取り消し

<sup>54</sup> 「关于对新型冠状病毒感染实施“乙类乙管”的总体方案」

<sup>55</sup> 「中华人民共和国传染病防治法」

<sup>56</sup> 伝染病予防法第4条

- 健康申告が正常で、税関での通常検疫で異常がなければ社会へ進入可能
- 「5つの1」<sup>57</sup>及び座席率制限等、国際航空数量管制措置の取り消し
- 業務清算の復帰、ビジネス、留学、家族訪問、団らん等の理由による外国人の中国渡航の最適化、相応するビザ発行の提供
- 水上・陸上港での乗客の出入国の順次再開
- 中国国民の海外渡航の秩序ある再開

既に大きく報道されているとおり、海外から中国への渡航に関する制限、中でも入国後の集中隔離が廃止されることとなったことは、今後の日中間ビジネスの正常化に向けて非常に大きな転換といえる。2019年末に中国武漢でコロナが流行し、全市ロックダウンという衝撃的なニュースから始まった中国でのコロナ対策。中国で最も外国人が多く集まる上海市でも2か月以上にわたるロックダウンが実施され、これを機に上海ないしは中国を去る外資企業、外国人も数多く見られており、中国のゼロコロナ政策が中国の経済に対して与えた影響は非常に大きい。

ゼロコロナ政策の緩和、撤廃は、2022年11月に北京や上海等の大都市を含む各地で連鎖的に行われた暴動、デモを受けてから矢継ぎ早に行われたが、その結果として現在中国国内での新規感染者の数は増加の一途を辿っている状況である。あまりに急激な変化に社会的な混乱は収まらずむしろ拡大しているところであるが、そのような状況下において、海外から中国への渡航者が増えることが見込まれることによって、今後どのような影響が出るかは、予測のつかないところではある。

このような激動の中国。コロナ及びコロナ政策は、中国ビジネスのいわゆる「カントリーリスク」と言ってしまうまでもあるが、そのリスクとどのように付き合っ、中国の政治、社会の流れに付いていけるかが、中国ビジネスにおいてやはり重要だと改めて感じさせられる。

日本では、本方案を受けて、政府が中国からの渡航者に対する水際対策を強化する旨を発表し<sup>58</sup>、これに対して中国外交部は記者会見で「正常な人員の往来に対して影響を与えるべきではない」とのコメントをするなど<sup>59</sup>、日中政府間の温度差にも隔たりがある様相であるが、来年以降の中国及び中国ビジネス動向も引き続きダイナミックに移り変わっていくものと思われる。

執筆担当：包城偉豊

<sup>57</sup> 中国語で「五个一」といい、2020年3月29日から講じられていた、1つの航空会社につき、1つの国家で1本のみ路線を残すと、1週間で1便まで、という中国と外国間の国際航空便の便数を著しく制限した措置のことをいう。

<sup>58</sup> [https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2022C115.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C115.html)

<sup>59</sup> [http://jp.china-embassy.gov.cn/chn/qtzgnew/202212/t20221227\\_10996092.htm](http://jp.china-embassy.gov.cn/chn/qtzgnew/202212/t20221227_10996092.htm)

### III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。  
号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

| 号数                            | 紹介法令  | 連載・コラム          |
|-------------------------------|---|-----------------|
| <a href="#">2022 年 11 月号</a>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「国家市場監督管理総局及び国家インターネット弁公室による個人情報保護認証の実施に関する公告」</li> <li>「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定（意見募集稿）」</li> </ul>   |                 |
| <a href="#">2022 年 10 月号</a>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「インターネット情報部門による行政執行手続規定（意見募集稿）」</li> <li>「ネットワークデータ分類・分級要求（意見募集稿）」</li> <li>「中国共産党第二十回全国代表大会での報告について」</li> </ul>           |                 |
| <a href="#">2022 年 9 月号</a>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「電気通信オンライン詐欺防止法」</li> <li>「『サイバーセキュリティ法』の改正に関する決定（意見募集稿）」</li> <li>「北京市ビジネス経営環境整備条例」</li> <li>「上海市人工知能産業発展促進条例」</li> </ul> |                 |
| <a href="#">2022 年 8 月号</a>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「自動運転車運輸安全サービスガイドライン（試行）（意見募集稿）」</li> <li>「杭州インターネット法院が個人情報保護に関する 10 大典型的な事件を公表」</li> </ul>                                |                 |
| <a href="#">速報版（2022/7/8）</a> | 個人情報越境提供標準契約規定（意見募集稿）   |                 |
| <a href="#">速報版（2022/7/7）</a> | 改正独占禁止法   |                 |
| <a href="#">2022 年 7 月号</a>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「事業者集中案件の独占禁止審査の試験的な一部委託に関する公告」</li> <li>「国務院 2022 年度立法計画」</li> </ul>  | 「DiDi に対する行政処分」 |

|                              |   |   |
|------------------------------|---|---|
| <p><u>2022年6月号</u></p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>「団体商標、証明商標の管理及び保護弁法（意見募集稿）」</li> <li>「データセキュリティ管理認証実施規則」</li> <li>「公民による国家安全危害行為の通報奨励弁法」</li> </ul>  |   |
| <p><u>2022年5月号</u></p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>「最高人民法院が薬品安全に関する典型的事件を公表」</li> <li>「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」</li> </ul>  |   |
| <p><u>速報版</u></p>            | <p>サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン－個人情報越境処理活動認証技術規範（意見募集稿）</p>   |   |
| <p><u>2022年4月号</u></p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>「最高人民法院による「民事訴訟法」の適用に関する解釈」の改正に関する決定</li> <li>国务院の一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定</li> </ul>  | <p>「最高人民法院が公表した2021年10大知財事件」</p>                  |
| <p><u>2022年3月号</u></p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>市場主体登記管理条例、市場主体登記管理条例実施細則</li> <li>最高人民法院による「中華人民共和國民法典」総則編の適用における若干問題に関する解釈</li> <li>最高人民法院による「中華人民共和國反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈</li> </ul> |   |
| <p><u>2022年2月号</u></p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>国家知的財産権局知的財産権信用管理規定</li> <li>情報安全技術 重要データ識別指針（意見募集稿）</li> </ul>  |   |
| <p><u>2022年1月号</u></p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>会社法修正草案（意見募集稿）</li> <li>民事訴訟法の改正に関する決定</li> <li>人民法院オンライン調解規則</li> </ul>   | <p>「2022年の注目しておくべき立法」</p>                         |
| <p><u>速報版（2022/1/25）</u></p> | <p>中国における育児休暇の導入について</p>  |   |
| <p><u>速報版（2022/1/6）</u></p>  | <p>外資参入ネガティブリスト（2021年版）の施行について</p>  |   |
| <p><u>2021年10月号</u></p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童化粧品監督管理規定</li> <li>信用調査業務管理弁法</li> <li>中華人民共和國税関輸出入貨物商品の分類管理規定（2021）</li> </ul>  | <p>中国法実務のイロハ<br/>第四弾：企業買収のイロハ<br/>第9回 取引契約の履行</p> |

- 
- 発行  
TMI 総合法律事務所
  
  - 編集・監修  
山根基宏、中城由貴  
包城偉豊、入江彦徴
  
  - 発行日  
2022年12月28日
-

## TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

### 東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1  
六本木ヒルズ森タワー23階  
TEL: +81-(0)3-6438-5511  
E-mail: [chinalaw@tmi.gr.jp](mailto:chinalaw@tmi.gr.jp)



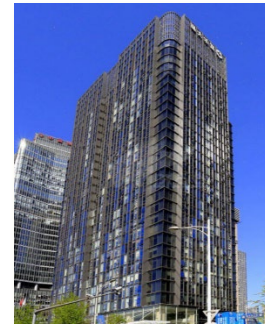
### 上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号  
淮海国際広場 2605 室  
TEL: +86-(0)21-5465-2233  
E-mail: [shanghai@tmi.gr.jp](mailto:shanghai@tmi.gr.jp)



### 北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号  
富爾大廈 3204 室  
TEL: +86-(0)10-8595-1435  
E-mail: [beijing@tmi.gr.jp](mailto:beijing@tmi.gr.jp)



## TMI 総合法律事務所拠点一覧



### オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン

### 現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/フランス/ブラジル/メキシコ/ケニア